

コーポレート・ガバナンス（企業統治）について

当行では、企業の公共性、透明性を高め、地域社会や株主、お取引先の信認を得るために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を経営上の重要課題として取り組んでいます。

● 会社の機関の概要

当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役です。監査役会では、取締役の経営執行状況に対する監視を最重要テーマの一つに掲げています。経営の意思決定機関としての取締役会、役付取締役により構成される常務会等の機能強化を図るとともに、取締役会、常務会をはじめ重要会議への監査役の出席と意見を述べることを義務付け、監視強化を図っています。

● 内部統制システムの整備状況

当行の内部統制システムとして、頭取直轄の監査部を設置し、本部・営業店の業務執行を独自に監査できる体制を構築しています。監査部は監査役のほか、外部監査人との連携も強化しています。また、営業部門から独立したリスク統括部が頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、リスク管理委員会を運営しており、けん制機能を保ちながら行内の法令遵守態勢、リスク管理態勢の強化に努めています。

コンプライアンス（法令遵守）

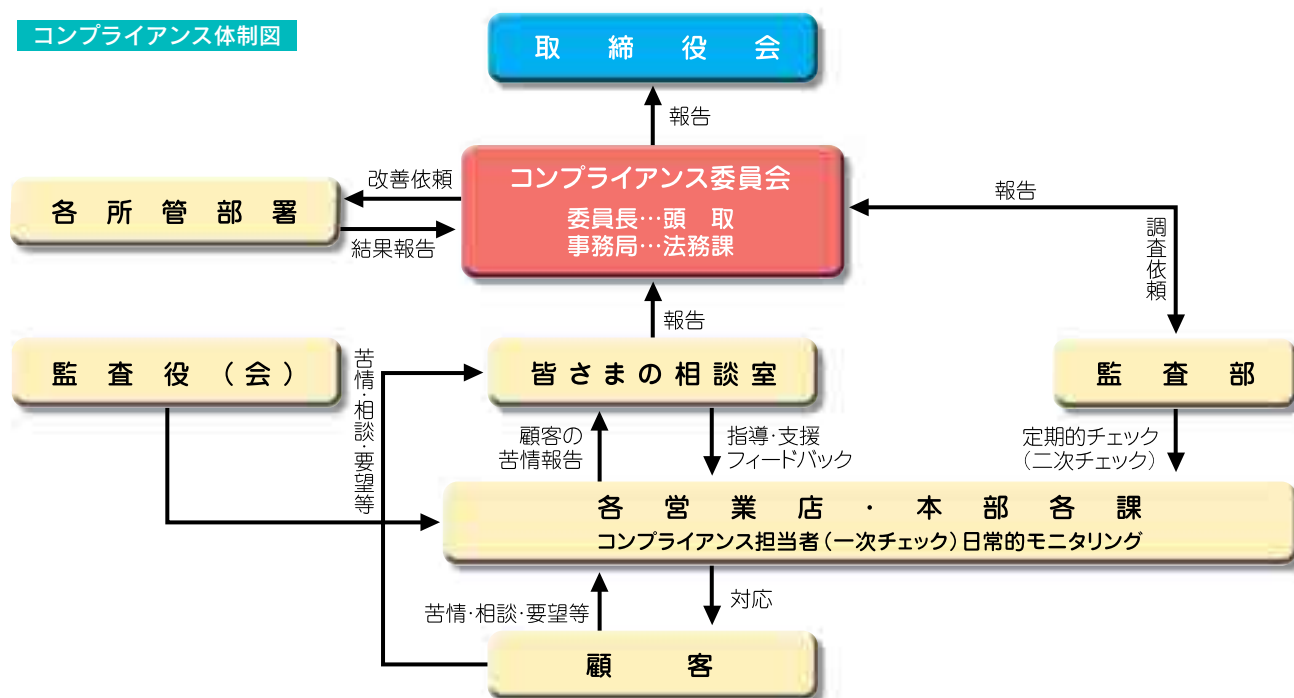
コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行では、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識するとともに、すべての業務の基本として位置付けています。

● コンプライアンス体制

コンプライアンスの日常管理については、コンプライアンス運用規程に基づき、半期ごとにコンプライアンス・プログラム（実践計画）を作成し、コンプライアンス・マニュアル等による啓蒙・教育や自己チェック、監査等により法令遵守の徹底を図っています。

また、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス上の課題について、毎月集中的に協議・検討しています。

コンプライアンス体制図



リスク管理状況

当行では、各種リスクが経営に及ぼす影響を最小限にとどめ金融機関としての健全性を維持するため、リスク管理委員会を頂点とした管理体制で「リスク管理基準」に基づき総合的なリスク管理を行っています。

※ リスク管理とは：銀行の営業活動を通して生じるいろいろな危険性を予測して、危険を避ける対策を講じたり、取り除いたりしながら、お預りしている預金や銀行の資産等を保全することを主な目的とした管理のことをいいます。

●各種リスクの定義

■信用リスク

貸出先等の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスク

■流動性リスク

銀行の財務状況の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかない場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

■市場リスク

市場取引における金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）

※ この他、市場リスクに付随した「市場関連リスク」として、信用リスク、市場流動性リスク、事務リスク、法務リスク、顧客リスク等があります。

■事務リスク

行員が正確な事務を怠る、或いは、事故・不祥事等を起こすことにより銀行が損失を被るリスク

■システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システム不備等に伴い当行が損失を被るリスク及び、コンピュータまたは情報資産の不正使用等により損失を被るリスク

■法務リスク

銀行経営、銀行取引等に係る法令、規程等に違反する行為またはその恐れのある行為、或いは、各種取引、訴訟等において法律関係に不確実性・不備等があることによって、信用の失墜を招き損失を被るリスク

■レピュテーションリスク

種々の緊急事態の発生による風評や、当行の経営内容が誤って伝えられることにより、当行の経営にとってマイナスの影響及び、直接・間接を問わず不測の損失を被るリスク

■イベントリスク

犯罪・自然災害等偶発的に発生した事件・事故等により、通常の営業体制の維持が困難となるリスク

リスク管理体制図



金融商品の勧誘方針

当行は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘にあたって、次のとおり「勧誘方針5カ条」を策定し、これを遵守します。

● 金融商品の勧誘方針5カ条

- 第一条 私たちは、お客さまの目的、知識、経験、および財産等の状況に照らし、適切な商品の勧誘を行います。
- 第二条 私たちは、お客さま自身の判断によって、商品の選択・購入を決めていただけるよう、商品内容やリスクなど重要事項について、適切な説明を行います。
- 第三条 私たちは、断定的判断の提供や事実でない情報の提供など誤解を招くような勧誘は行いません。
- 第四条 私たちは、お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 第五条 私たちは、お客さまに対して適切な勧誘が行えるよう商品知識の習得など自己研鑽に努めます。

〔金融商品の販売に関するお問い合わせ窓口〕

株式会社 佐賀共栄銀行 営業統括部
TEL 0952 - 26 - 5813（直通）
（受付時間：平日の午前9時～午後5時）

個人情報保護について

当行では、平成17年4月1日からの「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、以下の取組みを実施し、今後も個人情報の適正かつ厳正な利用・管理に努めてまいります。

● 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の策定

お客様の個人情報ならびに当行の業務上の取引に関連して取得する個人情報についての適正かつ厳格な利用と管理に関する考え方・取扱方針を定めています。

● 「個人情報の利用目的等」の策定

個人情報の適正な取扱の基本事項である、「個人情報の利用目的」「個人情報の開示請求手続き」及び「苦情の受付に関する事項」などを定めています。

※個人情報保護宣言及び個人情報の利用目的等については、当行ホームページに公表しています。

〔個人情報の取扱い及び安全管理措置に関する相談窓口〕

株式会社 佐賀共栄銀行 皆さまの相談室
TEL 0952 - 22 - 2291
（受付時間：平日の午前9時～午後5時）

融資業務運営

当行では、地元企業や個人の皆さまのご繁栄を願い、お客様の資金需要に迅速・的確にお応えできるよう体制を整え、積極的な融資に努めています。「地元の資金は地元で運用」を基本に考え、金融サービスの充実に努めています。

● クレジットポリシー

平成13年12月に「融資審査の規準（クレジットポリシー）」を制定し、融資業務・貸出運営に関する基本的な考え方を定めています。

■ クレジットポリシーの基本的な考え方

1. 融資の判断は、健全な倫理観に基づき行う。
2. 地域の繁栄につながる融資を心がける。
3. 融資の財源は預金者の預金であることを、常に忘れてはならない。
4. 目先のことにとらわれず、十分にリスクを把握し、的確な判断を行う。
5. 過度の集中リスクを回避する。

ペイオフについて

平成17年4月からペイオフが全面解禁となり、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの要件を全て満たす「決済用預金」に該当する預金のみが全額保護となり、これまで全額保護とされていた当座預金、普通預金、別段預金は、「決済用預金」に該当しなければ定額保護（1金融機関ごとに預金者1人当たり預金元本1千万円までとその利息等が保護）となります。

● 預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類			期間
			平成17年4月～
預金保険の対象商品	決済性預金	当座預金 普通預金 別段預金	利息のつかない等の3要件を満たす預金(※2)は全額保護
	決済性以外の預金等	定期預金、貯蓄預金、通知預金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)など(※1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(※3)を保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)
対象外商品		外貨預金・譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)

※1 このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

※2 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

※3 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

● 決済用普通預金の取扱い

当行では、ペイオフ全面解禁後も全額が保護される無利息型普通預金（決済用普通預金）を取扱っています。決済用普通預金は新規の口座開設はもちろん、現在ご利用中の普通預金からの変更も可能です。変更の場合でも口座番号は変わりませんので、各種サービスは引き続きご利用いただけます。また、お取扱い手数料も無料です。